

成田市
避難行動要支援者支援計画

令和 7 年 3 月

成 田 市

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 趣旨.....	1
2 避難行動要支援者等についての定義.....	1
3 推進体制.....	3
第2章 避難行動要支援者名簿の整備	5
1 避難行動要支援者名簿の作成.....	5
2 緊急時の要支援者名簿の情報提供.....	6
3 要支援者名簿情報の適正管理.....	6
4 要支援者名簿情報の更新.....	6
5 要支援者名簿の保管.....	7
第3章 避難行動要支援者同意者名簿と個別避難計画の整備	8
1 要支援者からの同意確認.....	8
2 同意者名簿の提供.....	8
3 同意者名簿の保管.....	9
4 守秘義務の確保.....	9
5 個別避難計画の作成.....	9
6 個別避難計画の記載情報.....	10
7 個別避難計画の更新.....	10
8 個別避難計画の保管.....	10
第4章 避難支援の連携と役割	11
1 避難支援に基づく地域の取組み.....	11
2 市の役割.....	11
3 避難支援等関係者の役割.....	11
4 避難行動要支援者自身の役割.....	13
第5章 災害時等における支援対策	14
1 避難に関する情報.....	14
2 避難行動要支援者への具体的配慮.....	15
3 情報伝達体制及び伝達手段.....	16
第6章 安否確認	17
1 基本的な考え方.....	17
2 安否確認体制の整備.....	17

第7章 避難支援及び避難所における支援.....	18
1 避難支援の手段・経路等.....	18
2 避難所の種類.....	18
3 指定避難所における支援.....	19
4 福祉避難所における支援.....	20
第8章 避難訓練の推進	21

(様式)

様式1 避難行動要支援者名簿.....	22
様式2 避難行動要支援者名簿管理責任者届.....	23
様式3 成田市避難行動要支援者名簿情報提供等の同意書.....	24
様式4 避難行動要支援者同意者名簿.....	25
様式5 避難行動要支援者同意者名簿の取扱いに関する覚書.....	26
様式6 避難行動要支援者同意者名簿返却申出書.....	27

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災や、令和元年9月に房総半島を中心に大きな被害をもたらした房総半島台風など、近年、国内では大規模な自然災害が多発している。このような状況のもと、災害時に弱い立場にある障がい者や高齢者など、災害時に支援が必要と考えられる方への避難支援体制の整備が求められている。

国は、東日本大震災を教訓とし、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、避難行動要支援者に係る名簿の作成を市町村に義務付け、また、令和3年5月の法改正では、個別避難計画の作成を市町村に努力義務化するなど、避難行動要支援者対策について一層の強化を図ることとしている。

本市では、市域に係る防災に関し、災害予防活動、災害応急対策活動および災害復旧活動などの一連の災害対策を実施するにあたり、関係機関の協力を得て、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事項を定める「成田市地域防災計画」において、避難行動要支援者対策の環境整備を目標として定めている。

避難行動要支援者の避難支援は、自助、地域の共助が基本であり、避難行動要支援者自らの積極的な取組が重要である。一方、市は公助である避難行動要支援者の避難支援体制、情報伝達体制の整備などを担うことが必要となる。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることを目的としている。

2 避難行動要支援者等についての定義

(1) 要配慮者

要配慮者とは、災害時に限定せず一般に配慮を要する者をいい、具体的には高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人などをいう。

(2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）とは、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とするものである。（災害対策基本法第49条の10第1項）

また、国においては、要配慮者個人の避難能力の有無を次の事項に着目して判断することとしている。

【国が示す要配慮者個人の避難能力】

- ① 警報や避難情報などの災害関係情報の取得能力
- ② 避難そのものの必要性や避難方法などについての判断能力
- ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定内閣府）

具体的な要支援者は、上記のとおり、要配慮者個人の避難能力と、同居親族の有無などの避難支援の必要性を総合的に勘案して判断し、直接的な支援が必要な者を対象とする。

なお、社会福祉施設などへの入所者や長期入院中の者は、当該施設や病院において避難支援などの援護が行われるため、要支援者としては除外する。

本市では、具体的な要支援者を次のとおり規定する。

① 療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2の者
② 精神障害者保健福祉手帳1級の者
③ 身体障害者手帳1、2、3級の者（内部障がい3級の者を除く）
④ 要介護認定区分3、4又は5に該当する者
⑤ 単身の世帯に属する65歳以上の者であって、要介護認定区分1若しくは2又は要支援認定区分1若しくは2に該当する者
⑥ ①から⑤の他、特に災害時の支援が必要と市長が認めた者

(3) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、災害対策基本法において「消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」と規定されており、本市では次の者とする。

区・自治会

自主防災組織

民生委員

成田市消防本部

成田市消防団

成田警察署

地域包括支援センター ※

個別避難計画作成等に携わるもので、市長が必要と認めるもの

※地域包括支援センターは、社会福祉士、保健師（看護師）、主任介護支援専門員の高齢者福祉に関する専門職員が常勤で配置されており、地域の高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活を継続するための総合的窓口である。本市の高齢者福祉サービスの申請や、介護保険制度、高齢者の方の介護予防、その他様々な相談を受けるほか、介護予防を図る視点から、要支援認定を受けた方のケアマネジメントを行う。

（４）避難支援者

避難支援者とは、災害時に要支援者のもとへ駆けつけ、避難支援ができる者であり、国から通知された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において「避難支援等関係者に限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から地域の実情により、避難支援者を決めること」と規定されている。災害時等の緊急性を考慮すると、避難支援者は要支援者の近隣に居住している者が望ましい。

災害時等の場合に要支援者のもとへ駆けつけ、避難支援ができる者としては、親族、近隣住民、自治会や自主防災組織の構成員、民生委員、地区社会福祉協議会の関係者、その他避難支援が可能な者が相応しいと考えられる。

3 推進体制

（１）避難行動支援担当者

市は、要支援者の支援業務に関して、庁内の各所属間の調整を図りながら、要支援者対策を推進するため、下表の各所属内に避難行動支援担当者をおくものとし、避難行動支援担当者は各所属長が指名する。

- | |
|--|
| <p>○避難行動支援担当者</p> <ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉課・ 高齢者福祉課・ 障がい者福祉課・ 介護保険課・ 健康増進課・ 消防本部消防総務課・ 危機管理課 |
|--|

（２）避難行動支援担当者連絡会議の設置

市は、災害時における要支援者の支援業務を的確に実施するため、避難行動支援担当者連絡会議を設置する。会議は避難行動支援担当者で構成し、以下を検討する。

- 避難行動要支援者支援制度の運用・見直しに関すること
- 避難行動要支援者支援制度の啓発に関すること
- 災害時における避難行動要支援者の支援体制に関すること
- 個別避難計画作成に関すること

(3) 災害発生時等の対応

市は、災害対策本部を設置したときは、要支援者の支援を円滑に実施するため、安否状況の把握、情報収集、福祉避難所との連絡調整などを行う。

第2章 避難行動要支援者名簿の整備

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害対策基本法に基づき、災害時等における要支援者の避難支援などを円滑に行うため、庁内関係課で情報を集約し、「避難行動要支援者名簿（様式1）」（以下「要支援者名簿」という。）を定期的に作成、整理する。要支援者名簿は市関係課のみで共有する。

（1）要支援者名簿作成・管理に関する庁内関係課の分担

福祉部各課が協力して作成し、福祉部社会福祉課が名簿管理の事務局となる。

避難行動要支援者の種別	名簿作成・管理の担当課
①療育手帳A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2の者	障がい者福祉課
②精神障害者保健福祉手帳1級の者	障がい者福祉課
③身体障害者手帳1、2、3級の者 （内部障がい3級の者を除く）	障がい者福祉課
④要介護認定区分3、4又は5に該当する者	介護保険課
⑤単身の世帯に属する65歳以上の者であって、要介護認定区分1若しくは2又は要支援認定区分1若しくは2に該当する者	高齢者福祉課
⑥①から⑤の他、特に災害時の支援が必要と市長が認めた者	社会福祉課

(2) 要支援者名簿の登録情報

要支援者名簿には、次のことを記載する。

- | | |
|---|------------------|
| ア | 氏名 |
| イ | 生年月日 |
| ウ | 性別 |
| エ | 住所 |
| オ | 電話番号（連絡先） |
| カ | 避難支援を必要とする事由 |
| キ | 名簿提供同意の有無 |
| ク | 区・自治会 |
| ケ | 民生委員 |
| コ | 避難支援者 |
| サ | その他必要があると認められる情報 |

2 緊急時の要支援者名簿の情報提供

市は、災害対策本部を設置したとき、災害対策基本法に基づき、災害時等において要支援者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意の有無に関わらず、救出活動などを行う者又は避難支援等関係者に対して、要支援者名簿の情報を紙媒体で提供できるものとする。

要支援者名簿提供の可否及びその範囲などの判断は、災害対策本部で行うものとする。

3 要支援者名簿情報の適正管理

要支援者名簿情報は具体的な個人情報を含むため、市は、個人情報の漏えい防止及び個人情報の適正な管理をする。

- 要支援者名簿の提供を受け、救出活動などを行う者又は避難支援等関係者においては、管理責任者を定め、災害時に要支援者名簿を受領する場合、「避難行動要支援者名簿管理責任者届（様式2）」を市に提出する。
- 市は、要支援者名簿を提供する際、管理責任者に対して個人情報保護の重要性、個人情報の取扱いについての説明を行う。
- 災害時に要支援者名簿を受領した管理責任者は、安否確認終了後速やかに市へ返却する。

4 要支援者名簿情報の更新

市は、要支援者名簿を原則として年1回更新する。また、要支援者の状況は常に変化していることから、転入者や介護認定などを受けた者のうち、要支援者名簿に該当する者を随時把握し、要支援者名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

なお、要支援者が社会福祉施設などへ長期間の入所や入院をしたことを把握した場合は、要支援者名簿から削除するものとする。

5 要支援者名簿の保管

通常、要支援者名簿は電子データで保管しているが、災害規模によっては、停電などによりその活用が困難になることも起こり得るため、要支援者名簿は紙媒体でも保管するものとする。

紙媒体は、毎年6月、10月、2月の末日に市保管用及び配布用の2部を印刷して保管するものとし、最新の情報を管理する体制に努める。

第3章 避難行動要支援者同意者名簿と個別避難計画の整備

1 要支援者からの同意確認

災害時等に、地域に対する「公助」の支援が届くまでには一定の時間を要する。そのため、災害時等において要支援者の安心と安全を確保するには、要支援者及びその家族の自助と地域の共助が非常に大きな役割を果たすが、このためには、平時から要支援者と避難支援等関係者が、相互に情報を共有し、関係性を築いておくことが重要になる。そのため、市は作成した要支援者名簿情報を平時から避難支援等関係者へ提供し、災害時等に、要支援者の安否確認や避難誘導などの地域の共助が円滑に行われるよう努める。

災害対策基本法において、要支援者名簿に掲載された情報を平時から避難支援等関係者へ提供するには、要支援者本人の同意が必要とされている。

市は、要支援者名簿登載者に対して、制度の趣旨及び平時からの区・自治会などへ名簿情報の提供についての理解を得るとともに、「成田市避難行動要支援者名簿情報提供等の同意確認書」（様式第3号）によって同意確認を行い、名簿情報提供の同意が得られた者（以下「同意者」という。）の名簿である「避難行動要支援者同意者名簿（様式4）」（以下「同意者名簿」という。）を整備する。

なお、避難支援は、避難支援者及び避難支援等関係者本人又はその家族などの生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行うものであるため、市は、同意確認に際し、避難支援等関係者がその情報を共有することをもって、必ず要支援者の助けに来ることを保証するものではないということについて明示し、事前に理解されるよう努める。

2 同意者名簿の提供

市は、要支援者の避難支援等の実施に必要な限度で、同意者名簿を避難支援等関係者に紙媒体で提供する。

避難支援等関係者は、同意者名簿を受領する際、以下のとおり、市に対して必要書類を提出するものとする。

- ・ 民生委員、成田市消防本部、成田市消防団、成田警察署、地域包括支援センター
同意者名簿を受領したら、「避難行動要支援者同意者名簿受領書」（以下「受領書」という。）に必要事項を記載し、市に提出する。
- ・ 区・自治会、自主防災組織
同意者名簿の提供を希望する場合には、同意者名簿及び個人情報情報の取扱いなどを規定した「避難行動要支援者同意者名簿の取扱いに関する覚書（様式第5号）」（以下「覚書」という。）を、市と締結するものとする。市と覚書を締結した団体は、同意者名簿を受領する際、受領書に必要事項を記載し、市に提出する。

一度、同意者名簿を受領した場合においても、その後の各地区における状況の変化から、同意者名簿を活用しないこととした場合には、「避難行動要支援者同意者名簿返却申出書（様式第6号）」を添えて市に対して返却することができる。なお、返却後、再度同意者名簿が必要となった場合には、改めて、市と覚書を締結する必要がある。

3 同意者名簿の保管

要支援者名簿の保管については、「第2章 5 要支援者名簿の保管」に準ずる。

4 守秘義務の確保

市は、災害対策基本法に基づき、同意者名簿の提供を受けた避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努めることとし、同意者名簿の提供にあたり、以下の事項を十分に説明することとする。

- ・ 守秘義務が課せられていること。
- ・ 提供した同意者名簿をみだりに複製し、又は利用しないこと。
- ・ 施錠可能な場所へ同意者名簿を保管すること。

なお、避難支援等関係者のうち、職務として避難支援等に携わる消防機関や警察機関などの職員は、地方公務員法などにおいて秘密漏えいに関する罪が設けられている。

5 個別避難計画の作成

災害時等において要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ要支援者一人ひとりについて、誰が避難の支援を行い、どこの避難所などに避難させるかを定めておくことが必要である。このため、市は要支援者の同意を得た上で、避難支援等関係者の協力を得ながら、要支援者と協議して個別避難計画を作成する。

作成した個別避難計画は、要支援者本人及び避難支援者の同意を得た上で、同意者名簿と同様に避難支援等関係者へ提供できるものとする。

個別避難計画の作成にあたり、限られた体制の中で、できるだけ早期に要支援者に対し個別避難計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当であり、本市においては、以下の優先度をもとに作成を推進していくこととする。

【優先度】

市内の洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域に居住しており、かつ「第1章 2 避難行動要支援者等についての定義（2）避難行動要支援者」に規定する要支援者対象要件の①～④に該当する者

6 個別避難計画の記載情報

個別避難計画は、要支援者名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者の住所（居所）及び電話番号その他の連絡先、避難支援を行うに当たっての留意点、避難場所及び避難経路、その他避難に際し必要な情報などを記載する。

7 個別避難計画の更新

要支援者の心身の状況は変化するため、市は、地域における作成状況・取組の進捗状況を踏まえ、適切に情報の更新を行っていくこととする。

個別避難計画の内容に変更が生じた場合や本人などからの変更の届け出があった場合は、その都度速やかに更新する。

8 個別避難計画の保管

個別避難計画の内容は、当該個別避難計画に係る避難支援等関係者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて災害時等の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。個別避難計画を電子情報で保管する場合は、パスワードなどを使用して管理し、紙媒体で保管する場合には、施錠付きの保管庫に保管するなど、情報管理に十分配慮する。

第4章 避難支援の連携と役割

1 避難支援に基づく地域の取組み

災害に対する取組みは、自分の身は自分で守る（自助）、自分たちの地域は自分たちで守る（共助）という理念のもとに、それぞれの主体が具体的な災害対策を協力して進めることが大切である。

こうした取組みを通じて、日頃からの防災対策や避難支援体制を話し合い、各地域の実情に合わせた避難支援の仕組みづくりの構築が、地域防災力の強化につながる。

要支援者の避難支援は、地域の共助の力が重要であり、避難支援者及び避難支援等関係者が連携協力して、災害時の安否確認、避難誘導など、様々な役割を担うことになる。このことから、自助・共助・公助の役割分担を明確にし、共通認識を持つことが必要である。

2 市の役割

平常時	<ul style="list-style-type: none">・要支援者を把握し、要支援者名簿の整備を行う。・要支援者本人やその家族に対する災害時への備えの普及啓発を行う。・同意者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援等関係者に提供する。・避難支援等関係者との連携、相互支援体制を確保する。
災害時	<ul style="list-style-type: none">・要支援者の安否状況などの把握、情報収集を行う。・福祉関係機関との連絡調整や、福祉避難所との連絡調整や受け入れ要請を行う。

3 避難支援等関係者の役割

(1) 区・自治会等地域団体

平常時	<ul style="list-style-type: none">・日頃から地域における要支援者とコミュニケーションを図り、見守り活動などを行う。・民生委員、自主防災組織及び消防団、並びに地域包括支援センターなどの避難支援等関係者と同意者の情報を共有し、地域での避難支援体制の整備を図る。また、近隣での避難支援者が見つからない同意者のために、民生委員、消防団などと連携を図り、避難支援者を見つける協力をする。
災害時	<ul style="list-style-type: none">・民生委員、自主防災組織、消防団、地域包括支援センター、避難支援者などと協力して要支援者の避難誘導、安否確認を行う。・安否状況などを取りまとめ、指定避難所の担当職員に報告する。

(2) 自主防災組織

平常時	<ul style="list-style-type: none">・区・自治会等地域団体、民生委員及び消防団、並びに地域包括支援センターなどの避難支援等関係者と同意者の情報を共有し、地域での避難支援体制の整備を図る。・同意者の避難支援、安否確認を想定した避難訓練を実施する。・防災に関する啓発活動を行う。
災害時	<ul style="list-style-type: none">・区・自治会等地域団体、民生委員、消防団、地域包括支援センター、避難支援者などと協力して要支援者の避難誘導、安否確認を行う。・安否状況などを取りまとめ、指定避難所の担当職員に報告する。

(3) 民生委員

平常時	<ul style="list-style-type: none">・区・自治会等地域団体、自主防災組織及び消防団、並びに地域包括支援センターなどの避難支援等関係者と同意者の情報を共有し、地域での避難支援体制の整備を図る。また、避難支援者が見つからない同意者のために、区・自治会等地域団体、消防団と連携を図り、避難支援者を見つける協力をする。・日頃の活動から、同意者名簿に登載されていない地域住民で、同意者名簿への登載が必要と思われる者に対し、同意登録の勧奨を行う。
災害時	<ul style="list-style-type: none">・区・自治会等地域団体、自主防災組織、消防団、地域包括支援センター、避難支援者などと協力して要支援者の避難誘導、安否確認を行う。・安否状況などを取りまとめ、指定避難所の担当職員に報告する。

(4) 成田市消防団

平常時	<ul style="list-style-type: none">・区・自治会等地域団体、民生委員及び自主防災組織、並びに地域包括支援センターなどの避難支援等関係者と同意者の情報を共有し、地域での避難支援体制の整備を図る。・防災に関する知識の普及・啓発活動を行う。・自主防災組織などへ消防団としての専門性を活かした技術支援を行う。
災害時	<ul style="list-style-type: none">・区・自治会等地域団体、民生委員、自主防災組織、地域包括支援センター、避難支援者などと協力し、要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

(5) 地域包括支援センター

平常時	<ul style="list-style-type: none">・区・自治会等地域団体、民生委員、自主防災組織、消防団と同意者の情報を共有し、地域での避難支援体制の整備を図る。・日頃の活動から、同意者名簿に登載されていない地域住民で、同意者名簿への記載が必要と思われる者に対し、同意登録の勧奨を行う。
災害時	<ul style="list-style-type: none">・区・自治会等地域団体、自主防災組織、民生委員及び消防団、避難支援者などと協力して要支援者の避難誘導、安否確認を行う。ただし、①ケア

	プランを作成している介護保険法における要支援者及び②過去の総合相談などの中で、自力での避難に懸念がある者を優先的に可能な限り安否確認を行う。また、必要と思われる者に福祉サービスを利用できるよう調整を行う。
--	--

4 避難行動要支援者自身の役割

要支援者自身もできるだけ地域の避難支援者を見つけることや、災害時に備え必要な支援を周囲に周知しておくこと、非常持出品の用意などが必要である。

また、地域の行事や防災訓練などに積極的に参加するなど、日頃から避難支援者となる近隣の者同士のコミュニケーションを保つことが大切である。

第5章 災害時等における支援対策

1 避難に関する情報

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合、市は避難指示等の避難情報を発令し、関係機関および住民に周知する。

《避難指示等の一覧》

警戒レベル	区分	住民がとるべき行動
警戒 レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間を要する高齢者等※は危険な場所から避難する。 ・その他の早めの避難が望ましい場所の居住者などは、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報などに注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ※高齢者等の「等」には、障がいのある人などの避難に時間を要する人や避難支援者などが含まれることに留意する。
警戒 レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者などは危険な場所から全員避難する。 ・「立退き避難」を基本とし、洪水などに対しては、ハザードマップなどにより屋内で身の安全を確保できるかなどを確認した上で、居住者などの自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
警戒 レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者などは命の危険があることから直ちに安全確保する。 ・本行動は、災害が発生・切迫した段階であり、立退き避難すべきであったが避難し遅れた居住者などがとる次善の行動であるため、本行動を安全にできるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 ※本行動を促す情報が発令されるものではないことに留意する。

※水害などの災害は自然現象のため不測の事態なども想定されることから、避難行動は、計画された避難場所などに避難することが必ずしも適切であるとは限らない。このため、事態の切迫した状況などに応じて、自宅や隣接する建物の2階などに避難すること（垂直避難など）も、あらかじめ想定しておく必要がある。

2 避難行動要支援者への具体的配慮

区分	○一般的な特徴 ●具体的配慮	
知的障がい者	○情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い。人によっては、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合や、身体障がいなどが重複している場合もある。 ●避難誘導には、一般的には、家族、支援者、介助者による介助が必要であり、重複障がいの場合には、車椅子などの補助器具が必要な場合もある。	
精神障がい者	○災害発生時には、環境の変化により精神的な動揺が激しくなる場合がある。常時服薬が必要とされる人が多い。 ●継続的な服薬が確保されるよう、医療機関などと連携した支援が必要。	
身体障がい者	視覚障がい	○視覚による災害情報の覚知が不可能又は困難な場合が多い。 ●音声による情報伝達及び状況説明が必要である。また、一般的には家族、支援者、介助者などによる避難誘導が不可欠である。
	聴覚障がい	○音声による避難・誘導指示の認識や、通常の会話によるコミュニケーションが不可能又は困難な場合が多い。 ●文字をボードに記入するなど、視覚情報（文字、絵図など）を活用した情報伝達や状況説明が不可欠であり、できれば手話通訳者などの協力を得ることが望ましい。
	肢体不自由	○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。特に、重度の全身性障がい者の場合、自宅内の移動が困難な場合がある。 ●避難誘導には、一般的には、車椅子などの補助器具とともに、家族、支援者、介助者による介助が必要である。（重度の障がい者の場合には不可欠）
高齢者	ひとり暮らし	○災害情報の覚知が遅れる場合がある。特に、介護を必要としている場合は、力が衰え行動が遅くなる場合がある。 ●迅速な情報伝達及び支援者、介助者による避難誘導などが必要である。
	寝たきり	○自力で避難できず、また、自分の状況を伝達すること及び自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 ●安否確認及び状況把握が不可欠であり、避難誘導時には支援者、介助者などの援助が必要である。
	認知症	○自分の状況を伝達すること及び自分で判断し行動することが困難である。 ●必ず支援者、介助者による避難誘導が必要である。

3 情報伝達体制及び伝達手段

避難情報の伝達体制については、地域の災害環境に配慮するとともに、要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備するものとする。なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者や避難支援等関係者が要支援者の居宅を直接訪問して、避難情報を伝えることも考慮する。

避難情報は次の方法により周知させる。

- ① 防災行政無線や広報車などによる情報伝達
- ② 携帯電話各社の緊急速報メール、なりたメール配信サービス、市ホームページ、SNSなどを利用した文字情報による情報伝達
- ③ 災害情報共有システム（Lアラート）を利用した情報伝達

第6章 安否確認

1 基本的な考え方

(1) 台風・水害などの一般的災害、局地的災害時

① 市から高齢者等避難が発令された場合

避難支援者や避難支援等関係者は同意者名簿をもとに同意者への情報伝達を行うものとする。

② 市から避難指示が発令された場合

避難支援者や避難支援等関係者は、同意者の安否確認を行い、その状況について速やかに指定避難所の担当職員に報告するものとする。

市では、地域からの安否確認情報に応じて、必要な対応を講ずるとともに、災害対策本部を設置した場合には、要支援者名簿をもとに各地域の安否確認の状況把握、情報収集を行う。

また、甚大な災害により必要かつ緊急を要する場合には、救出活動などを行う者又は避難支援等関係者に対して要支援者名簿を提供し、安否確認を行う。

(2) 地震災害時

避難支援者や避難支援等関係者は、地震災害時にライフラインの途絶や人的被害が多発している場合など、要支援者の生命、身体又は財産保護のために緊急に必要があるときは、同意者名簿をもとに安否確認を行い、要支援者の状況について速やかに避難所担当職員に報告するものとする。

2 安否確認体制の整備

避難支援者や避難支援等関係者は、日頃からの見守り活動を通じて同意者の所在や避難場所などを把握し、地域における情報の集約を図り、指定避難所の担当職員を通じて市へ円滑な情報提供ができる体制を整備しておく必要がある。

第7章 避難支援及び避難所における支援

1 避難支援の手段・経路等

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがあるため避難情報を発令した場合、個別避難計画に基づいて避難支援者と避難支援等関係者が連携し、自らの身の安全を確保しつつ、要支援者の避難支援を行う。

このため、平常時から、区・自治会等地域団体、自主防災組織、民生委員、消防団、地域包括支援センターなどの地域における役割分担を明確にし、互いに連携して避難経路の確認などに努める。

また、要支援者自身が、自宅から避難所までの避難経路の確認に努めることも重要である。

2 避難所の種類

1	指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所
2	指定避難所	地震の場合、震度6弱で一斉開設する市指定の避難所 災害の危険性がなくなるまで滞在し、又は災害により家に戻れなくなった住民などが一定期間滞在する施設
3	早期開設避難所 (風水害時)	早期避難を希望する市民が滞在する避難所 台風接近時や洪水・土砂災害などの警戒時に開設・運営する避難所で、市内10区域ごとに代表1施設を指定する。
4	一次避難所 (風水害時)	災害において住居が被災した市民が避難生活を送る避難所 市内に警戒レベル4 避難指示の避難情報発令の可能性が高いとき、又は発令されたときに状況に応じて順次開設する。早期開設避難所10箇所＋市所管37施設を指定する。
5	二次避難所 (風水害時)	災害において住居が被災した市民が避難生活を送る施設 避難生活者が多く、一次避難所の収容人員を上回る場合に開設する避難所で、市内の高等学校を指定する。
6	自主避難施設 (自主避難場所)	自主防災組織などの集合場所・拠点施設であり、指定緊急避難場所への避難の困難な避難者が、一時的に危険を回避するための施設

		自主防災組織などと避難者が協力し、目視などの被害情報の収集、避難行動、地域の応急対応を実施する拠点
7	福祉避難所	指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者を受け入れる二次的な避難施設であり、災害発生直後からの直接の避難はできない。市は、避難所からの要請などにより受入れの支援を行う。

3 指定避難所における支援

避難所では要支援者の避難状況に応じて環境整備が必要となる。また、要支援者の要望を把握するため、避難所で相談を受け付ける窓口を設置することが求められる。

さらに、避難所における情報提供は避難者にとって大変重要なことから、特に視覚障がい者や聴覚障がい者などに対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

また、避難生活が長期化する場合、市は、避難所の要支援者の生活機能の低下の防止などのため、必要に応じて千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を要請し、心身の健康管理や健康相談を行いながら、必要に応じて福祉避難室の設置や福祉避難所への移送、医療機関への入院手続きなどを支援する。

（1）情報提供

避難所では情報が不足することにより要支援者が必要以上に不安を抱くことが想定されることから、報道機関などからの情報を的確に提供するよう努める。

- ① 聴覚障がい者 筆談や手話通訳者などの協力を得て情報提供を行う。
- ② 視覚障がい者 定期的な放送による情報提供を行う。また、資料の配布を行う場合には、周囲の避難者に対し、資料の読み上げを依頼する。
- ③ 知的障がい者 平易な表現での情報提供や図解を伴った情報提供に努める。

（2）福祉避難室の設置

要支援者が指定避難所での集団生活が困難である場合、市は応急措置として、施設管理者の同意を得て、指定避難所の教室、保健室などを活用して福祉避難室として対応するものとする。

（3）環境整備

要支援者の特徴やニーズは一律的なものではないことから、環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、事前に業者などとの協定締結により平時から対応しておくものとする。

(4) 避難所以外の要支援者への支援

被災した要支援者の中には、他人との共同生活が難しいなどの理由から避難所以外の場所で避難生活を送る人がいると考えられる。市はこうした避難生活を送る要支援者に対して可能な範囲で支援を行うものとする。

(5) 福祉避難所への移送

市は、個々の要支援者の移動手段の有無などを調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、自力での移動が困難な場合は、関連団体、県などと協力して要配慮者の移送に利用可能な車両など、移動手段の確保に努める。

4 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の運営

福祉避難所の開設や運営については「成田市福祉避難所運営マニュアル」に基づいて実施するものとする。

(2) 受入れ対象者

要支援者を含む要配慮者のうち、市が指定した学校施設などの指定避難所での避難生活において、特別の配慮を必要とする者、その他市長が必要と認める者とし、その介助者までを含めるものとする。

(3) 指定する施設

福祉避難所として指定する施設は、施設自体の安全性が確保されており、バリアフリー化など、施設内における要支援者の安全性が確保されていることと、避難スペースが確保されていることとする。

老人福祉施設や障害者入所支援施設などと市が事前協定を締結し、福祉避難所として指定するものとする。

(令和7年3月1日現在、18カ所の社会福祉施設などと協定を締結している。)

第8章 避難訓練の推進

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と避難支援等関係者との連携が不可欠であることから、避難支援等関係者は、普段から声かけや見守り活動などの地域活動において、信頼関係の構築に努めることが重要である。

また、在宅の要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、避難訓練においては要支援者と避難支援等関係者が積極的に参加し、要支援者の同意者名簿及び個別避難計画に基づき避難訓練を行うことにより、支援体制の充実や地域の防災意識の向上を図るよう推進していく。

避難行動要支援者名簿

(ふりがな) 氏名	生年月日 (性別)	住所	電話番号 (連絡先)	避難支援を必要とする 事由	避難支援者	備考

避難行動要支援者名簿管理責任者届

年 月 日

成 田 市 長

災害救助活動や安否確認に使用するため、次のことに留意し避難行動要支援者名簿を受領しました。

- ・ 個人情報の保護と、適正な管理を行います。
- ・ 安否確認等終了後すみやかに、名簿を市に返却します。

(受領者)

組織名 _____

代表者名 _____

受領地区名 市内全地区・地区名 (_____)

成田市避難行動要支援者名簿情報提供等の同意確認書

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">年 月 日</div>	<small>※本人が署名してください。 ※本人が署名できない場合は代理人が署名してください。</small>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本人氏名 (代理人氏名: _____・続柄 _____) </div>	
<p>私は、災害発生時における避難、安否の確認、その他の生命又は身体の保護について支援を受けるために、住所・氏名・連絡先、支援を必要とする事由(要介護・要支援認定区分、障がいの種別等)などの情報を、平常時から成田市地域防災計画に定める避難支等関係者に提供すること及び避難支援を行う人や避難先等を記載した「個別避難計画」を今後作成・更新することについて、以下のとおりです。</p> <p>※以下のいずれかの太枠に☑をご記入ください。</p>	
同意します。	裏面の記入をお願いいたします。
同意しません。	これで終わりです。ありがとうございました。 裏面は記載不要です。
施設入所中・長期入院中のため対象外です。	これで終わりです。ありがとうございました。 裏面は記載不要です。 退所、退院された後に、改めて名簿への登録を希望される場合は、社会福祉課へご相談ください。

地域の避難支援等関係者は実施可能な範囲で避難支援を行います。災害の規模や被災状況によっては支援ができない場合もあることをご了承ください。

○連絡先、区、自治会などの項目

自 宅 電 話	携 帯 電 話	
	加入している ⇒	名称(_____)
区 ・ 自 治 会	加入していない	⇒区・自治会への名簿には登録されません。
	加入しているか不明	
民 生 委 員		

○支援協力者・緊急連絡先に関する事項(いない場合には、空欄のままご提出ください。)

避難の際に支援協力をしてくれる方や緊急時の連絡先に関する事項についてご記入ください。

※①支援協力者連絡先の情報については、名簿に掲載され、避難支援等関係者に提供されるため、支援協力者から同意を得た後でご記入ください。

☐	<small>名簿への掲載及び避難支援等関係者への情報提供について、下記の①支援協力者から了承を得ています(了承を得た場合は、左の太枠に☑をご記入ください)。</small>
---	---

①支援協力者連絡先 ※近隣住民の方や、避難の際に支援可能な同居・近隣の親族など

1	(フリガナ)		本人から見た関係	電話番号
	氏 名			
	住 所			
2	(フリガナ)		本人から見た関係	電話番号
	氏 名			
	住 所			

②緊急時の連絡先 ※なるべく2名ご記入ください。支援協力者と同じでも構いません。

1	(フリガナ)		本人から見た関係	電話番号
	氏 名			
	住 所			
2	(フリガナ)		本人から見た関係	電話番号
	氏 名			
	住 所			

支援協力者等にあつては、避難支援について法的責任や義務を負うものではありません。

避難行動要支援者同意者名簿

自治会：
民生委員：

氏 名	生年月日 年齢・性別 <small>※年齢は当該年度の 4/1 現在です。</small>	住所	電話番号 (連絡先)	身体 手帳	療育 手帳	精神 手帳	支援 認定	介護 認定	独居 高齢	その他	避難支援者① 氏 名 (連絡先)	避難支援者② 氏 名 (連絡先)

避難行動要支援者同意者名簿の取扱いに関する覚書

成田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、避難行動要支援者同意者名簿（以下「同意者名簿」という。）の取扱いに関して、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲は、災害時における要支援者の地域支援を目的とする乙の活動を促進するため、定期的に同意者名簿を作成する。

第2条 乙は、名簿の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないように災害対策基本法に基づく秘密保持義務及びこの覚書を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第3条 甲は、作成した名簿をすみやかに乙に交付するものとする。

第4条 乙は、甲から同意者名簿の交付を受けた際は、同意者名簿を施錠可能な場所へ保管するなど、同意者名簿の適正な管理をするものとし、事故等が起きた際は、早急に甲に報告するものとする。

第5条 乙は、名簿の情報が個人のプライバシーに深く係るものであることを考慮し、その情報管理に万全の注意を払うとともに、要支援者の生命身体を守るための活動以外には同意者名簿を使用しないものとする。

第6条 同意者名簿の内容を常に適正なものとするため、乙は、同意者名簿の内容が現状と異なると認めたときは、すみやかに甲に知らせるものとする。

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、同意者名簿を遅滞なく甲に返却するものとする。

- (1) 第3条の規定により、新しい内容の同意者名簿が交付されたとき。
- (2) 乙が、要支援者の避難支援のための活動をしなくなったとき。

以上の覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 成 田 市
成田市花崎町760番地
成田市長 小 泉 一 成

乙 避難支援団体
住 所 成田市
代表者氏名

Ⓜ

年 月 日

避難行動要支援者同意者名簿返却申出書

(あて先) 成田市長

当団体は、要支援者の避難支援のための活動をしなくなったため、避難行動要支援者同意者名簿を返却いたします。

なお、必要になった場合は、再度「避難行動要支援者同意者名簿の取扱いに関する覚書」を締結いたします。

避難支援団体（区・自治会、自主防災組織名） _____

代表者氏名 _____